

平成 2 9 年川西町議会

第 4 回定例会会議録

開会 平成 2 9 年 1 2 月 8 日

閉会 平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

平成 2 9 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

平成29年川西町議会第4回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成29年12月8日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成29年12月8日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 奥 隆至 教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也 会計管理者 福本誠治 総務課長 石田知孝	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	5番 石田三郎 議員	6番 今村榮一 議員

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成29年12月 8日（金）午前10時00分 開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	報告第 13 号	諸報告 定期監査報告について
第 4	承認第 12 号	平成 29 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第 5	議案第 44 号	平成 29 年度川西町一般会計補正予算(第 4 回)について
第 6	議案第 45 号	平成 29 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第 7	議案第 46 号	平成 29 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 8	議案第 47 号	平成 29 年度川西町水道事業会計補正予算について
第 9	議案第 48 号	平成 29 年度川西町下水道事業会計補正予算について
第 10	議案第 49 号	川西町附属機関設置条例の一部改正について
第 11	議案第 50 号	川西町税条例の一部改正について
第 12	議案第 51 号	川西町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
第 13	議案第 52 号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会について

(午前10時00分 開会)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成29年川西町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長(竹村正匡君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成29年川西町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、平成29年度一般会計補正予算の専決処分承認案1件、平成29年度一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案5件、条例の改正などの議案4件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 石田三郎君及び6番 今村榮一君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より19日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より19日までの12日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第13号、平成29年9月から平成29年11月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員(木村 衛君) 平成29年9月から平成29年11月期に実施しました例月監査の結果を御報告申し上げます。

寺澤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成29年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水

道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、これより議事に入ります。
お諮りいたします。

日程第４、承認第１２号、平成２９年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第１３、議案第５２号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配布しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。
お諮りいたします。

日程第４、承認第１２号、平成２９年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第１３、議案第５２号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会についてまでの承認案１件、議案９件を一括上程したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。
議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村正匡君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、承認第１２号、平成２９年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてでございます。

５ページを御覧ください。急遽１０月に実施することが決まりました、衆議院の解散に伴う第４８回衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査を実施するための経費として、８４７万円を増額しております。なお、当該経費の財源につきましては、全額国からの委託金を充当しております。

以上により、平成２９年度川西町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ４５億３，６１９万５，０００円となります。

続きまして、議案第４４号から議案第５２号までの平成２９年度の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険事業勘定特別会計、水道事業会計、下水道事業会計補正予算及び条例の改正等について御説明いたします。

まず、議案第４４号、平成２９年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

３．歳出の部でございます。８ページをお開きください。

款２．総務費から１１ページ款８．教育費までの職員手当につきましては、年度途

中での職員の退職などにより、当初目標としておりました時間数以内での業務執行が困難なこととなったことに伴い、時間外勤務手当が増える見込みのため、人件費として総額395万1,000円の増額をお願いするものでございます。

その他人件費以外につきましては、款2.総務費 項3.戸籍住民基本台帳費 目1.戸籍住民基本台帳費におきまして、職員の長期病気休暇によりアルバイト職員を雇用する経費として、共済費5万8,000円、賃金39万6,000円の追加によるもので、総務費の合計につきましては、人件費と合わせまして287万7,000円の増額をお願いするものでございます。

款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費におきましては、障害関係給付費の実績に伴う負担金2,083万8,000円の増、9ページに移りまして、人件費の増及び地方交付税額の決定に伴う国保財政安定化支援事業分の増による国民健康保険特別会計への繰出金として36万3,000円の増、介護保険制度改正に係るシステム改修費及び人件費の増に伴う介護保険事業勘定特別会計への繰出金として59万3,000円の増、目2.国民年金事務取扱費においては、国民年金の届出書様式統一化に係るシステム改修を取りやめたことに伴うシステム改修費31万8,000円の減、目4.福祉医療費においては、前年度の福祉医療費の精算に伴う県補助金の返還金55万7,000円の増、目5.国民健康保険医療助成費においては、国保基盤安定事業の国及び県負担の増額に伴う国民健康保険特別会計への繰出金234万円の増、民生費の合計といたしまして、人件費と合わせまして2,501万9,000円の増額をお願いするものでございます。

款5.農商工業費におきましては、奈良県からの企業誘致支援補助金を充当して、工業団地基本設計業務委託を実施する予定でありましたが、奈良県が発注した工業ゾーン創出プロジェクト事業業務委託において唐院工業団地拡張地区がモデル地区に選定されたことに伴い、奈良県において基礎調査及び基本設計の策定を実施することとなったため、1,468万8,000円の減額をお願いするものでございます。

10ページを御覧ください。款6.土木費 項1.土木管理費においては、産業建設課所管の工事等に係る現場監督業務と建設工事等入札参加資格申請受付期間が重なることから、当該申請受付業務及び業者登録データ作成業務をアルバイト職員で対応するため、当該職員の雇用に要する経費として27万5,000円の増、土木費の合計といたしまして、人件費と合わせまして93万8,000円の増額をお願いするものでございます。

款8.教育費 項1.教育総務費 目1.事務局費におきまして、集中して取り組める学習環境を確保するための川西幼稚園及び小学校における空調設備設置経費として1億312万円の増、働き方改革の実現に向け、教職員の勤務時間の把握を行うためのタイムカードを導入する費用8万6,000円の増、11ページに移りまして、目3.教育振興費におきまして、準要保護世帯に対し、入学後に支給を行っていた新入学児童生徒学用品に係る支度金の交付を入学前の3月に前倒し実施するための経費28万5,000円の増、項5.幼稚園費におきまして、預かり保育の利用者増に伴うアルバイト及び支援員の賃金97万1,000円の増、項6.社会教育費

におきまして、現在、文化会館の空調改修工事を行っておりますが、12月の第1期工事の完了により、第2期工事で予定しているコスモスホール部分を除く教育委員会事務所、図書館、サークル室などの各部屋の空調方式の変更に伴い新たに発生するガス使用料75万6,000円の増、項7.保健体育費におきまして、施設の利用頻度や水道使用料が当初見込みより増えたことに伴う中央体育館、下永体育館、唐院運動公園における電気料金、水道料金の不足分39万5,000円の増、教育費の合計といたしまして、人件費と合わせまして1億583万2,000円の増額をお願いするものでございます。

6ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

款9.地方交付税におきまして、普通交付税の額の決定に伴い、1億1,733万円の増、款12.使用料及び手数料におきまして、預かり保育の利用者が増えたことに伴う幼稚園使用料24万4,000円の増、款13.国庫支出金 項1.国庫負担金におきまして、障害関係給付及び国民健康保険医療費助成に係る国庫負担金1,065万5,000円の増、項3.委託金におきまして、システム改修を取りやめたことによる事務費交付金31万8,000円の減、7ページに移りまして、款14.県支出金 項1.県負担金におきまして、障害関係給付及び国民健康保険医療費助成に係る県負担金672万8,000円の増、項2.県補助金におきまして、工業団地基本設計業務を奈良県において実施することに伴う1,468万8,000円の減、項3.委託金におきまして、市町村事務処理交付金の確定により、2万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1億1,997万8,000円の増額補正をお願いするものであり、これにより、平成29年度川西町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億5,617万3,000円となります。

次に、議案第45号、平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

5ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.総務費におきまして、国民健康保険の県単位化に伴い、県への報告内容が変更されることによるシステム改修経費11万8,000円の増、款8.保健事業費におきまして、人件費の増により12万円の増額をお願いするものでございます。

4ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

款6.県支出金におきまして、歳出で説明しましたシステム改修に対する交付金として11万8,000円の増、款9.繰入金 項1.他会計繰入金におきまして、人件費の増及び法定軽減分に係る保険基盤安定負担金の確定により、一般会計繰入金として270万3,000円の増、項2.基金繰入金におきまして、財源の調整といたしまして258万3,000円の減額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ23万8,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成29年度川西町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,917万9,000円となります。

次に、議案第46号、平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算に

ついてでございます。

4 ページをお開きください。下段の3.歳出の部でございます。

款1.総務費におきましては、人件費の増及び町が介護事業所を登録するための介護保険指定機関等管理システムの導入・利用に要する経費計105万3,000円の増額をお願いするものでございます。

上段の2.歳入の部でございます。

款4.国庫支出金におきましては、9月補正で計上しました介護保険システム改修費について、国からの補助金額が確定したため、46万円の増額をお願いするものでございます。

款8.繰入金におきましては、歳出で説明しました人件費の増及び介護保険指定機関等管理システムの導入・利用経費に係る一般会計からの繰り入れ59万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ105万3,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,862万8,000円となります。

次に、議案第47号、平成29年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

3 ページをお開きください。収益的支出でございます。

款1.水道事業費用 項1.営業費用におきましては、人件費の増により、28万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出第1款水道事業費用は、2億843万9,000円となります。

次に、議案第48号、平成29年度川西町下水道事業会計補正予算についてでございます。

3 ページをお開きください。収益的支出でございます。

款1.下水道事業費用 項1.営業費用におきましては、本年度の下水道事業会計法適用化に伴い、資産の取得に係る財源等の整理をした結果、過年度分の消費税に関し還付金の発生する見込みが生じたため、その消費税更正申告業務の会計事務所への委託費用318万6,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出第1款下水道事業費用は、2億7,126万9,000円となります。

以上が平成29年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の一部改正等、予算外議案について御説明いたします。

議案第49号、川西町附属機関設置条例の一部改正についてでございます。

4枚目の「条例の概要」をお開き願います。

これは、平成27年3月に作成いたしました川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況及び地方創生に係る事業の評価・検証を行う機関である川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を本町の附属機関として位置づけするために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第50号、川西町税条例の一部改正についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴う改正でございます。個人町民税の所得割の非課税範囲の特例に関して、配偶者の定義変更に伴う規定整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第51号、川西町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

4枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これにつきましても、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴う改正でございます。平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受け、一定の条件を満たした軽自動車に対する軽自動車税の特例を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第52号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会についてでございます。

2枚目、「提案趣旨」をお開き願います。

これは、一部事務組合である奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に住宅新築資金等貸付金の回収事務を移管しておりますが、当該組合の存続期間が平成31年度末で期限を迎えるため、現在、存続期間を延長する方向で検討がなされております。このため、平成32年度以降の本町の貸付金償還状況を検証した結果、当該組合に加入を続けるメリットが少ないことが判明したこと、また、債権管理課の創設、債権管理条例の施行など、本町における債権回収体制が整ったことから、平成32年3月31日限りで当該組合を脱会することについて、地方自治法第286条の2第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく慎重審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの承認第12号、平成29年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、議案第52号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会についてまでの承認案1件、議案9件について、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、厚生、総務建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、既に配付しておりますとお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、19日午後2時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにいたします。

また、12日におきましては、一般質問、総括質疑の日となっておりますので、御参集願います。

本日は、どうもありがとうございました。

(午前10時27分 散会)

平成 2 9 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

平成29年川西町議会第4回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成29年12月12日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成29年9月12日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 奥 隆至 教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也 会計管理者 福本誠治 総務課長 石田知孝 産業建設課長 中川辰也 健康福祉課長 吉岡秀樹 住民保険課長 大西成弘	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	5番 石田三郎 議員	6番 今村榮一 議員

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成29年12月12日（火）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成29年川西町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員(安井知子君) 議長の許可を得まして、質問させていただきます。

9月議会におき、ドクター、看護師さんの給料の高さの是非をお尋ねしました。その答弁については納得いたしかねるがありました。改めて今回は、国保中央病院の経営体制についてお尋ねします。

川西・三宅・広陵・田原本4町の首長が1年交代で管理者の席に着き、病院の管理をしておられると聞きました。でも、実際の経営は医師によってなされていると思います。ここにいろいろな問題が潜んでいると思います。

年間35億円以上のお金を動かしておられます。これは、川西町の年間予算約40億円に匹敵する金額です。その額を1病院で運営するためには、経営のプロを必要とするのは当然のことと思います。

さらに言えば、経営のプロだけでなく、民間人による経営が必須と思います。つまり、医師は医業に専念すべきです。

平成27年、28年が黒字になったからと安心してはいけません。がんのリンパ節転移を画像診断で即見つける、医療AI開発急ピッチ、ゲノム医療、医薬品の開発、アルツハイマーを血液で診断できる等、目覚ましい進歩が見られます。体調を崩したから病院に行く、そんな当たり前の光景が過去のものになってしまうかもしれません。超小型のカプセルを体内に投与し、がんなどの病気を早期発見、さらには治療までしてくれるという革新的な仕組み「体内病院」の時代が、もうそこまで来ているらしい。しかも、ナノマシンは、健康な血管の穴は通ることができないため、副作用も起こらないとのこと。しかし、これらの導入には多額の費用を必要とします。

このような点を踏まえて、厚生労働省は、交付金を支給する条件に、経営者を民間人にするよう指導してきているのではないのでしょうか。すなわち、指定管理者制度、利用料金制です。ちなみに、奈良病院はこれを採用されています。

入院患者減少の原因として、「大きな手術等については大規模病院を希望する患者が多いことが主なる原因と考える」との返答をいただきました。では、国保中央病院は規模が小さいから、大規模病院へ患者をとられているとお考えですか。すぐれた医者がいれば、患者は寄ってくるものです。

最後に、「介護予防はその任にあらず」とのお答えでした。高齢化社会、さらに進む少子化、ひとり暮らしの社会、老老介護、さらには痴ほう同士の介護、これらは病院の現金収入にはつながりませんが、医者が目を向けるべき、手を差し

伸べるべき重要な課題と思います。

現に、長野県松代総合病院では、毎月介護予防教室を開き、市民の信頼を得、業績も好調とのこと。全国でよい結果を生んでいる病院に学ぶべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

御承知のように、国保中央病院は、磯城郡3町と広陵町の一部事務組合立病院であり、その執行機関は、組合の管理者である広陵町長と私を含めたその他3町長、そして院長及び理事の5人の副管理者で構成する組織となっており、議会については、4町から選出された議員計8名で構成し、議案その他について審議・決定いただいております。

したがって、議員の御質問・御提言に関し、私がこれからお答えすることは、直ちに国保中央病院の正式見解というものではなく、あくまで一副管理者の立場で私の所管なり見解を述べるものと御理解願います。

まず、1つ目の御質問、経営のプロが必要ではないかということですが、医療法第10条において、「病院の施設の管理者は、医師でなければならない」と規定されております。すなわち、医師免許を持ち、かつ、すぐれた経営感覚の院長が望ましいのはもちろんですが、そうした人材は極めて稀でありますし、もしいたとしても、極めて高い給与でなければ就任いただけないと思われま

す。国保中央病院は、御承知のように公立病院でありますので、院長も公務員となりますが、議員の言われる経営のプロを公務員並みの給与で確保することは至難の業と思われま

す。ちなみに、かつて県立奈良病院で募集した際も苦勞され、最終的には医大の医師の応募をまって、これを採用したと伺っております。ちなみに、私ども国保中央病院の阪井院長は、医療技術もさることながら、着任以来、経営改善に熱心に取り組み、就任初年度で累積欠損を解消、以来、毎年繰越利益剰余金を積み増しされておるところであり、私としては、経営感覚にすぐれた院長として適任であると判断しているところでございます。

2つ目の議員御提言の民間人による経営が必須という主張と最先端技術による医療行為との関連性が定かではございませんが、国保中央病院が今後どのような医療機能を持ち、どのような病院を目指すかについては、県の地域医療構想との整合性の中で引き続き検討していられると思っておりますが、国保中央病院の規模や役割、また地域包括ケアシステムの構築といった与えられた命題から勘案いたしましても、議員お述べのイメージと私のそれとは少々異なっているように感じられます。

3点目の厚生労働省は交付金を支給する条件に経営者を民間人にするよう指導しているとの点については、どのような交付金を示唆しておられるのかはわかりませんが、私は存じておりません。また、市立奈良病院では指定管理者制度を採用されておりますが、国立奈良病院からの移管を契機に病院の建てかえを行い、かつ、相当の一般会計負担をしていると伺っております。

ちなみに、平成27年度総務省の公営企業決算統計では、8億2,500万円の累積欠損が生じており、さらに28年度決算では、その額を増大させておると伺っております。このことから、我々は、当面現在の体制で身の丈に合った運営を継続していただければと考えているところでございます。

4つ目の御提言のすぐれた医師の確保でございますが、これにつきましては、地域住民のための病院として大きな課題であると認識しております。医師の待遇や最新医療機器の導入、また、よき指導者や数多くの症例等があれば、よい医者はおのずと集まると言われておりますが、それには多額の費用と体制整備のための時間が必要となります。現在の地方交付税の支出だけでなく、4町が多額の一般財源を投入するのであれば別でございますが、現状ではそこまでの財政的余裕はなく、容易ではないと考えております。

最後に、介護予防の件でございますが、介護事業は福祉事業であることから、国保中央病院組合で実施するには規約の改正が必要で、4町長の合意と4町議会での議決を得た上で、知事の許可を得ることが必須条件でございます。また、病院は独立採算制の公営企業でございますので、これと経理を別にし、介護事業で赤字が出れば、4町の一般会計からの補填を要します。ちなみに、議員お述べの松代総合病院は民間病院ですが、介護事業を経営しておられるので、その一環で介護予防教室を開いていると認識しているところでございます。

以上、私の所管と知り得る限りのことについて答弁させていただきました。

議長（森本修司君） 安井議員。

2番議員（安井知子君） ありがとうございます。国保中央病院に対する風評を聞き、私の意見も入れ、二度の質問をしました。施設長が医師であるのは当然のこと。医師が経営においても絶対的権限を持てば、公的病院での管理責任は誰がとるのですか。辞めれば終わりですか。公務員並みの給料と言われましたが、基本給プラス手当で幾らか、教えてほしいものです。

日本の公務員はそれほど高給を取られているのか。医師は医療に専念すべしとの考えは変わりません。一例として、腹痛で入院し、盲腸の手術をし、1週間で退院した。手術の傷跡は私の手のひら大だった。怖い。今後は絶対に行かない。家族、親戚から友達へ、悪いうわさは即広がるものです。先端医療以前の問題である。奈良病院のように、改築・建てかえの時期が来たら、当然欠損が出るだろう。そのときに4町に見放されないように、余剰金を蓄え、現場においては患者のみを考えるべき。平成28年度は約2億円の黒字と新聞報道されていたが、4億2,300万円の交付金を受けているので、実質2億円の赤字ではないのですか。

せっかくできた私たちの財産である国保中央病院が健全な運営をされ、ドクターも切磋琢磨され、不動の病院となられることを切に望みます。

最後に、町長はどのようなイメージで国保中央病院を考えておられますか。

議長（森本修司君） 副町長。

副町長（森田政美君） 私のほうから述べさせていただきます。

公立病院の収支においても黒字運営になるように経営に注力していくことは、

議員お述べのとおりでございます。しかし、平成27年3月31日付で総務省が制定した新公立病院改革ガイドラインの中にも、「公立病院が安定した経営のもとで僻地医療・不採算医療などを提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにする」としています。このように、国保中央病院のような公立病院は、そもそも採算性の低い事業についても地域医療の提供体制の確保ということで、民間病院に比べまして、収益性のみ重点を置いて事業運営がしづらい面もございます。このため、公立病院や公立大学附属病院には、病床数などに応じて交付税措置がとられているところでございます。そういうこともあわせて御理解いただきたいと思います。

それで、4億円程度の交付税を出しているにもかかわらず、2億円程度の赤字ということでございますが、交付税が支出されているのには、今申し上げましたような理由があると。採算性のある診療科だけをやっていけば、もっと利益を上げられるのかもしれませんが、公立病院に求められている価値、不採算であっても住民さんが御利用される診療科については閉鎖は難しいというところが一つございます。

その中でも、平成28年度決算で2億6,700万円の利益を生んでおります。その2億6,700万円ですが、病院事業の利益及び剰余金の処分に関する条例第2条によってこれを処分しております。減債基金、起債の償還とかが不足するための基金として1,400万円、利益積立金を2億3,900万円。これは、仮に赤字になったときに補填するための基金でございます。それから、将来、老朽化に伴う施設整備や建てかえに向けた積立金として、平成28年度では1,400万円の積み立てをしているところでございます。

以上です。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 私のほうからちょっと補足で、公的病院の管理者責任というところでございますが、組合の管理者として4町長が常に予算・決算の内容については注意深く見ておりますし、また、4町から選出された議員の皆様方で中身についても審議していただいておりますので、事業が今後も将来にわたって継続されるよう、しっかり管理しておるところでございますので、その辺でかなりの部分は対応できているのかなと考えております。

また、私に対しての国保中央病院のあり方、イメージということでございますが、国保中央病院は4町の地域の診療所で対応できない分について対応いただきたい。さらに重篤な患者さんにつきましては、奈良県立医大病院などで診ていただければいいのかなという思いでおります。

以上です。

議長（森本修司君） 3番 福西広理君。

3番議員（福西広理君） 皆様、おはようございます。3番 福西広理でございます。

議長の許可をいただきましたので、事前通告書どおり、10月22日から23日の未明に起こった台風21号と前線による大雨災害時における本町の対応につ

いて質問をいたします。

10月に発生しました台風21号において、幸い、本町では大きな人的被害はなかったものの、本町を流れる大きな4つの河川が同時に氾濫危険水位を越え、一部床下浸水、多くの田畑が水没、道路の冠水が見られ、川西町史始まって以来初めて、全域に避難勧告、一部地域に避難指示が発令されました。まずは、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

災害発生当日は、衆議院議員選挙の投開票日と重なり、限られた職員の数での初期対応となりましたが、まさに災害はいつ発生するかわからないという教訓を、この台風21号で再認識させられたところであると思います。この災害の経験で気づいた問題点、課題を、今後の本町の防災計画にしっかりと反映させていく必要があります。

そこで質問ですが、22日の午前7時ごろに保田樋門が閉められ、気象予報でも大雨が長時間継続するとされていましたが、避難準備情報が出されたのが午後6時ごろでありました。その後、午後7時に避難勧告、午後11時に避難指示を出されました。そして、避難指示及び勧告の解除が翌日未明の3時50分でしたが、この発令のタイミングが適切であったと認識されているのか、改善すべき点があると考えておられるのかをお伺いします。

また、住民への情報の周知方法についてですが、今回、エリアメールがシステムの不具合により利用できないという問題が発生し、情報発信が防災無線、川西町のホームページ、フェイスブックページ、そして自治会長等への個別電話連絡のみになってしまっており、多くの住民の方から、避難勧告等の発令の情報を知らなかったと御指摘を受けております。

今後は、広く確実に情報を伝達するためにも、さまざまな伝達手段を構築し、それを組み合わせて情報発信するように考えていかなければならないと思います。これから行われる防災無線のデジタル化によるメリット・デメリット等も踏まえた上で、情報周知の徹底策の改善方法をお伺いします。

次に、災害対策本部の設置についてです。

まず、災害対策本部が避難勧告発令後の午後8時に設置されたと報告を受けております。私も当日は消防団員の連絡係として午後5時半から役場に詰めて状況を見ておりましたが、円滑に対策本部が機能していたとは思えませんでした。災害対策本部機能がふだん通常業務が行われている部屋に置かれ、電話対応に関しては、住民対応、メディア対応、職員からの状況報告等が全て同一回線で行われ、対応する職員もリアルタイムの状況を把握できないまま対応していた状況でした。

そこで質問ですが、ハード面において、災害対策本部の設置場所や必要資機材などの事前準備に不足はなかったのか、また、ソフト面においては、情報の収集・共有、意思決定、伝達等の組織としての機能は果たされていたのかをお尋ねいたします。

最後に、以前より申し上げております防災倉庫の位置と防災備蓄品についてでございます。

今回の寺川の増水により、防災倉庫のほぼ上の堤防が越水する可能性が大きいことが明らかとなり、22日の午後11時、危険な状況下で毛布や水などの備蓄品を職員と消防団員が手分けして移動させる事態となりました。最初から必要なものを必要な避難所に計画的に分散して備蓄していれば、二次災害が起こり得るような危険な状況下での行動は避けられたと思います。

前回の議会でも質問しておりますが、防災倉庫の移転は考えておられないのか、また、防災備蓄計画の見直しをどのようにされるのかを再度お尋ねいたします。

また、今回避難所で使用した毛布や水を補充するための補正予算が今議会に計上されておきませんが、どのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

以上4項目の御答弁をお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 福西議員の御質問にお答えする前に、まず初めに、台風21号で被害を受けられた方に心からお見舞い申し上げます。

さて、今回の台風21号の特徴は、雨量が非常に多く、台風が通過する前から降り続いた雨と重なり、本町を流れる主要な4つの河川全てが氾濫危険水位を越えるなど、本町始まって以来の避難勧告、一部の地域に避難指示を発令し、大きな被害がなかったものの、住宅の床下浸水7件、道路冠水34件など、本町の多くの場所で水害が発生いたしました。

まず、1つ目の質問についてでございますが、本町では、国交省の大和川河川事務所と協力いたしまして、避難勧告の発令等に着眼したタイムラインを作成しております。避難準備情報、避難勧告、避難指示については、各河川の危険箇所における避難判断水位の到達状況によってそれぞれ定めており、当日もそのタイムラインに基づき発令したところであり、適切にできたものであると考えております。

しかしながら、台風やゲリラ豪雨などほとんどの災害については、雨が多いときや風が強いときなど、その時々で状況が全く異なり、同じものがないのが現状でございます。このことから、発令のタイミングについても状況に合わせて変えていかなければならないとは考えております。ただ、夜間や雨の多いときに外に出ることで危険が生じ得るということもあることから、今後の判断も難しいものになるものと考えておりますが、引き続き、指令の基本である避難勧告の発令等に着眼したタイムラインを基準にし、その状況による判断を行いながら指令を出していきたいと考えております。

次に、2つ目の質問でございますが、庁内ネットワークの再構築を昨年度末に行ったことにより、今回、エリアメールが発信できないという問題が発生いたしました。しかし、現在は問題を解消し、復旧後のテスト配信のタイミングを図っている状況でございます。

災害時における住民への情報伝達は、本町においてもとても重要であると考えており、現在検討しておりますデジタル化による防災無線の再構築時には、これまでホームページ、SNS、安心安全メールなどの情報伝達ツールについて、そ

れぞれ個々のシステムにログインし、それぞれで発信しなければならず、時間や手数のかかっていたものを、各システムに連携させ、一元的な情報発信ができるよう整備していきたいと考えております。

また、広報車による注意勧告の実施や消防団による警ら活動もお願いしていくことで、情報伝達手段を充実させ、より多くの住民に、より迅速で確実に情報提供できるよう進めてまいりたいと考えております。

3つ目の質問についてでございますが、今回の台風21号においては、議員も御承知のとおり、衆議院議員選挙と重なっていたことから、主体となる担当課が同じであること、投開票事務による投開票所への職員配置による人員不足であったことなど、あらゆる準備が整い、本来の災害対策本部が機能するまでに雑然とした状況であったとは思われます。

今後においては、このようなことを踏まえて、災害に必要な設備が短時間で整備できるよう、災害対策本部室の整備、また、どんな状況においても、指揮する者や現場で対応する者などが一つの組織となって機能できるよう、マニュアルや様式の整備など、今回の経験で洗い出した問題点を踏まえ、迅速に災害対応に当たれるよう、ハード面、ソフト面の整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、4つ目の御質問につきましては、議員御質問のとおり、台風21号では、寺川における防災倉庫側の堤防に越水の危険がございました。これにつきましては、堤防の高さが低く、越水の危険性があった町内4カ所の整備を関係機関にお願いしており、今後においても引き続きお願いしていきたいと考えております。

防災倉庫の移転については、移転先の用地など、簡単な問題ではございませんので、9月議会で説明させていただいているとおり、指定避難所の使用状況を考慮し、分散備蓄に努めてまいりたいと考えております。

また、今回避難所で使用した備蓄品の補充についてでございますが、現在、備蓄品については、本町の備蓄計画に基づき、順次購入しているところでございます。今回の台風で使用した備蓄品の数量を把握し、予算の範囲内で順次整備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、日々発生するさまざまな災害に対応できるよう、経験から得た反省点や日々変化する情報収集の結果をもとに、本町の災害対策にかかわる部分については随時計画などを見直し、反映させていきたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） まず、1つ目の発令のタイミングについてですが、避難勧告の発令等に着目したタイムラインに基づいて適切に行えたということですが、実際のところ、今回の発令時に、避難行動要支援者、いわゆる避難するのに支援が必要な方々が安全に避難するために十分な時間があつたのかをお伺いします。

また、現場の最前線で監視活動や物資の運搬などを行っている消防団員や町職員の方々の安全も考慮する必要があると思っておりますが、どのタイミングで撤退や避

難の指示を出すのかということ、このタイムラインには記載されているのでしょうか。また、今回の災害時には、適切にこの避難・撤退の指示が出されていたのかをお伺いします。

2つ目の情報周知方法についてなんですけれども、住民への迅速な情報伝達が重要であると認識していると伺いましたが、今後、予定しているデジタル化で一元化した場合、迅速な対応は可能となりますが、今回のようにシステムに何らかの問題が発生すると、それらに関連するものが全く発信できなくなることが懸念されますので、そのようなことが起こらないように、定期的な点検と訓練をきっちりと行っていただくことをお願いします。

3つ目の災害対策本部についてですが、ハード面では災害対策室の整備、ソフト面ではマニュアルや様式の整備を進めていただけるとお聞きできました。これを進めるに当たって、他市町村では災害や防災に特化した部署を設置している市町村が多数ありますが、本町でも整備が整うまでの間だけでも、災害や防災などに見識のある専門職員を配置し、組織づくりなどに当たるべきと思いますが、この点に関して町長のお考えをお伺いします。

4つ目の防災倉庫と防災備蓄品についてですが、やはり防災倉庫の現段階での移転は難しいということですので、必要な備蓄品の把握と分散に関しては早急に行っていただくことをお願いいたします。

また、今回避難所で使用した備蓄品の補充について、予算の範囲内で順次整備を進めるとのことですが、今回、毛布と飲料水が多く使用され、計画数よりも不足している状況で、予算の範囲内ではおさまらないと思われませんが、これに関して、予算内で考えるよりも、備蓄計画を重視すべきと考えますが、その点に関して町の方針をお伺いします。

以上について御答弁をお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、避難行動要支援者が安全に避難するために十分な時間があつたのかということですが、避難準備情報というのは、そういう方々が事前に避難していただくようお願いする情報でございますので、その次のそれ以外の方々が避難いただく避難勧告までの時間が、今回の場合、約1時間ございましたので、十分に時間があつたものと考えておるところでございます。

次に、消防団員や町職員の撤退・避難の指示のタイミングということですが、先ほどから申し上げておりますタイムラインでは、避難勧告を出す直前に、水防団員、いわゆる消防団員の避難を呼びかけるというような状況になっております。ただ、住民の皆様方の避難を速やかに行っていただくためにも、職員並びに消防団員の皆様方にも、住民の皆様方が避難できるように指示していただいた後に避難をしていただくように、今後検討していきたいと考えております。

また、防災無線並びに安心安全メールなどの点検につきましては、先日、自主防災連絡協議会でも協議いたしました。定期的な点検時期を検討しておりますので、こちらも担当部署に指示してまいりたいと思っております。

次に、災害や防災などに見識のある専門職員を配置すべきではないかということでございますが、本町は、平成28年度より消防職員のOB、具体的に言いますと、磯城消防署長をされた方に嘱託として入っていただいております。その方にいろんな防災に関する知識、災害などに関する知識をいただきながら、現在体制を整備しておりますので、引き続き消防職員出身の方を採用して、知見を得たいと考えております。

最後の備蓄品の補充につきましては、過去10年間の備蓄品の補充のための予算を調べましたところ、10年ぐらい前ですと大体100万円程度予算を計上しておりましたが、現在では毎年約160万円の予算を計上しております。そのような中、既にどれだけの備蓄が必要かという計画を立てておりますので、計画的に毎年補充しておるところでございます。備蓄品の中にも賞味期限など期限があるものもございますので、いつときに購入すると、期限も経過してしまいますので、極力平準化しながら購入する計画を立てておるところでございます。

なお、今回放出となった備品につきましては、来年度の当初予算におきまして、少し金額を多めに計上させていただいて、毎年年度末に備蓄品を購入しているんですけれども、来年度につきましては、今回使用した分につきましては年度当初に購入、また、通常分につきましては毎年と同じように年度末に購入という形で整備していきたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） 時間もありませんので、質問は以上いたしますが、防災そして災害対策は、住民の生命と財産を守るための最も基本で最も重要な施策であります。町長も掲げておられる「安心して暮らせるまちづくり」を進めるためにも、計画などの見直しのみにとどまらず、全職員による防災訓練の実施等を行い、意識の改革、スキルの向上を図り、川西町民の生命・財産を守っていける組織づくりを達成していただくことを強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（森本修司君） 4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、子ども・子育て支援事業計画についてであります。

川西町では、国の法律に基づき、平成17年に次世代育成支援行動計画を策定し、平成26年までの10年間推進してきました。さらに引き続いて平成27年3月に、子ども・子育て支援法に基づいて子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画で、4つの活力プランの1つである「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」の実現のために計画に取り組んできておられます。

この計画の基本目標は、1つ目は地域の子育て支援の充実、2つ目は教育環境の充実、3つ目は健康管理の充実、4つ目は子育て環境の整備、5つ目は子育て

を支える施策の充実と、5つの目標があり、さまざまな施策を計画に基づいて総合的に進めていくこととなっています。

また、その推進体制として、1つ目は身近な相談窓口、2つ目が情報公開・提供の充実、3つ目が関係機関の連携強化、4つ目が市内の点検体制の充実に取り組んでいくとなっています。

そこで、町長にお尋ねします。

まず、1点目は、その推進体制はどのようになっているのでしょうか。

2点目は、平成29年度は今の5カ年計画の中間点に当たります。そこで、この計画の主要施策について、進捗状況と、これまでの結果、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの子ども・子育て支援事業計画について、推進体制と主要施策の進捗状況と成果、今後の取り組みということですが、その推進体制は、代表的なものとしたしまして、1つ目の身近な相談窓口として、保健センターと子育て支援センターに相談室（ネウボラルーム）を整備し、相談しやすい環境の整備と子育て担当職員による学習会を行い、職員のレベルアップを図り、窓口においての相談体制の充実に努めております。

2つ目の情報公開・提供の充実として、本計画及び本計画概要版を関係機関等に配布をし、図書館や担当窓口に閲覧できるように設置、ホームページにも掲載し、住民の方々への浸透を図っております。

3つ目の関係機関の連携強化として、市内学習会による市内連携と事業に民生・児童委員や関係機関の方やボランティアの方にも参加・協力をいただき、連携の強化に努めております。

4つ目、市内の点検体制の充実については、計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するために、先進地や近隣の取り組みを学習しながら事業を実施し、学習会、新規事業の検討会と実施事業の反省と定期的なフォローアップを行い、次の事業に反映させる体制をとっております。

川西町の4つの活力プランの1つに「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」があり、その実現のための中心となる子育て支援推進体制として、現在川西町では、川西町版ネウボラに力を入れております。ネウボラとは、フィンランドの手厚い子育て支援制度のことで、日本では子育て世代包括支援センターと位置づけ、地域ごとに関係機関と情報を共有し、連携して、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を確保する機能を持つ仕組みを指しており、平成32年度末までに全国展開を目指す努力義務と法定化されております。

川西町では、平成28年9月から取り組んでおり、平成28年度時点では、奈良県内で川西町、生駒市、桜井市、葛城市の4市町が取り組んでおりました。川西町では、保健センターと子育て支援センターが中心になり取り組んでおり、具体的な取り組みについて、一部ですがお話しさせていただきたいと思っております。

行政の縦割り解消のため、子育て関係の事務担当職員が集まったの学習会を行い、職員のレベルアップと同時に川西町の子育て支援を集約したガイドブックの作成等を行っております。身近な相談窓口にとどまらず、全戸の妊婦訪問、全戸の赤ちゃん訪問、希望者や必要な方への1歳バースデー訪問を行っており、子育て家庭を専門職が訪問し、相談を受け、また同時に家庭の様子も確認しております。これだけの訪問体制の取り組みを行えているのは、奈良県では川西町だけでございます。

住民の方への情報発信として、平成28年9月号と平成29年9月号広報に特集記事の掲載をし、子育て世代を意識して、情報誌「ぱーぷる」、アプリの「ぱーぷるmama」、フェイスブック、ホームページによる情報発信等を行っております。妊婦訪問時にガイドブックで川西町の子育て支援を説明していますし、子育て支援の一環として啓発物品のプレゼントも行っております。また、毎年8月の子育て支援センターでのひだまり交流会には、私を初め子育て中の職員も親子で参加して、流しそうめんやスイカ割り等を一緒に楽しみ、住民の方と役場職員との交流ができる体制もとっております。

川西町の推進体制の特徴として、1課の事業ではなく、全庁的に連携し、コンパクトシティを利点とし、住民と役場との距離も近い、きめ細かな推進体制をとっております。

子育て環境向上のため、保健センターに平成28年度より週1日勤務の助産師を、また、平成29年度より保健師を1名増員いたしました。

施策についてもたくさんありますので、主要施策について進捗状況も代表的なものになりますが、1つ目は、地域の子育て支援の充実として、川西町版ネウボラに代表される相談体制、訪問体制、連携体制は、計画よりもスピード感を持って実施できていると思っております。支援の内容にしても、妊婦、赤ちゃん、1歳の訪問は、全県的に川西町だけの取り組みとなっており、母乳相談等費用助成につきましても、奈良県で最初に川西町が取り組みを行いました。子育て支援センター事業のめばえ広場の案内は、1軒ごと各家庭を訪問しての案内を行っており、ほかにも個別療育など、さまざまな取り組みを行っております。

新たに平成29年4月に、国も推奨している幼保連携型認定こども園が川西町に新規開園され、病児保育や一時預かりなどの新たな環境整備にも取り組めております。

2つ目の教育環境の充実につきましては、学童保育の定員を増やし、長期休暇での受け入れ枠の創設、運営時間の延長などの取り組みを行っております。

なお、教育関係事業につきましては、別に教育長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

3つ目は、健康管理の充実として、既存の健康診査に赤ちゃん体操や個別の支援プラン作成等、新たなプログラムを加えております。

4つ目は、子育て環境の整備として、安全な交通環境の整備として、こすもす号の増便や安心なまちづくりのための見守り隊などのへの支援を行っております。

5つ目は、子育てを支える施策の充実として、小中学生の医療費無償化の実現や個別療育教室の新設などや既存の事業の強化などを行っております。

このように、川西町のコンパクトシティを利点とし、近い、丁寧、効率、スピード、オリジナル強化をキーワードとして取り組んでおります。

次に、これまでの成果でございますが、まだ取り組んで1年数カ月でございますので、評価の難しいところではございますが、川西町版ネウボラの取り組みについては、奈良県より、平成29年度東海北陸近畿地区母子保健事業研修会において、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について考える」ということをテーマとし、シンポジストとして講演の参加依頼を受け、健康福祉課長が参加して、川西町の取り組みを発表しました。その研修会の参加アンケートでも、約94%の参加者に「とても参考になった」、「参考になった」との評価を得ております。

また、今後の取り組みといたしましては、さらなる子育て支援の充実に取り組んでいき、平成31年度に、32年度から5年間の子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しており、具体的な進捗状況や成果については、次回計画策定時にアンケートでの意向調査や各課での詳細な検証を行った計画策定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 子ども・子育て支援事業計画の推進が、保健センターと子ども・子育て支援センターが中心になって取り組まれているさまざまな事業が、今順調に進められているということをお聞きしました。

推進体制においても、川西町版ネウボラに力を入れられており、先ほどの話では、奈良県の研修会で発表されて、川西町の子ども・子育て支援事業がよい評価を得られたとのこと。関係機関や庁内での連携を強化され、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を進められているということもお聞きしました。

主要施策につきましても、地域の子育て支援、教育環境の充実、健康管理の充実、子育て環境の整備など、コンパクトシティの利点を生かして取り組まれているように感じました。

私は、これからの川西町にとって、子ども・子育て支援の充実こそが、まちづくりの最重要課題と考えています。子ども・子育て支援計画は31年までですが、32年から次の5カ年計画も準備されているとのこと。さらなる事業展開を推進していただきたい。子ども・子育て支援ナンバーワンのまちを期待しております。

以上です。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） それでは、私のほうからは、先ほど町長からありました子ども・子育て支援事業計画における教育委員会所管部分についてお答えさせていただきたいと思っております。

教育委員会では、教育環境の充実として、1、確かな学力の育成、2、豊かな

人間性の育成、3、たくましい心身の育成、4、家庭、地域における教育力の向上の4つの施策方針に基づきまして進めているところでございます。

施策の推進体制にあります身近な相談窓口といたしましては、教育委員会教育総務課での教育相談、就学時における教育支援委員会での相談、また、学校には子どもと親の相談員、臨床心理士を配置し、相談体制の充実を図っているところです。

また、情報公開・提供の充実につきましては、学力調査結果などを広報、ホームページ等を通じて広く公表していくことで、保護者、住民の皆様への情報の提供を図っているところでございます。

次に、2点目の進捗状況と成果についてでございますが、現在取り組んでおります主なものといたしましては、「確かな学力の育成」の中に位置づけております「教育の連携・接続の充実」といたしましては、平成28年度からの幼小連携モデル事業への参加、また、基礎的学力の定着については、放課後子ども教室の実施による学習支援、少人数学級編制の充実、一部習熟度別授業の取り組み、漢字力向上のための漢字検定受験費用の一部助成などを行ってきたところです。

次に、「豊かな人間性の育成」としましては、総合的な学習において、本町にゆかりの深い伝統芸能である能の体験学習などに取り組み、郷土を愛する心の育成を図り、また、学校・地域パートナーシップ事業の推進として地域コーディネーター2名を選任し、その充実を図っているところです。

「たくましい心身の育成」における図書館活動の充実といたしましては、読書活動の推進のために町立図書館から学校への図書の貸し出し及び司書による読み聞かせを定期的に小学校で行うなど、読書活動の推進に努め、運動に取り組む意欲、体力づくりについては、園、学校において体力づくりを推進するための対策に取り組むとともに、体育協会、川西スポーツクラブと連携しながら、その向上を図っているところです。

「家庭、地域における教育力の向上」につきましては、教育講演会などを充実させ、就学前児童や学齡児への教育についての講演会等を実施し、保護者や地域の教育力の向上に努めております。

今後も、さきに申し上げました4つの施策方針をより一層充実・推進してまいりたいと考えているところです。

また、子どもたちの安全安心な教育環境の整備を図るため、今議会に、幼稚園・小学校に空調設備を設置するための予算を計上させていただいております。

議員各位におかれましては、引き続き御理解、御支援賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（森本修司君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 教育環境の充実の御説明、ありがとうございます。

広報の中で、また学力の状況が公表されておりました。それを見ていきますと、数年前から順番に、全ていつも見ているのですが、少しではあるが、確実に学力

が向上しているということを今回の発表の中で理解いたしました。それには放課後の子ども教室とか各種学習の取り組みも新たにされているとのこと。また、スポーツによる体力の強化も含めまして、就学前から、小学生になってからでも十分な支援を続けているということが十分にわかりました。

今後もさらなる学力向上、体力向上について取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございます。

議長（森本修司君） 1 番 松村定則君。

1 番議員（松村定則君） 1 番 松村定則君です。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず、河川の管理道路の除草作業についてであります。

川西町内を流れる寺川や大和川などの河川の管理道路の除草作業を、奈良県が 1 回、川西町が 2 回行っておりますが、夏場になると、草丈が 2 メートルを超えることもあり、道路の両側から覆いかぶさって道幅が狭くなり、見通しが悪くなることが多く見受けられます。

交通の安全とごみの不法投棄の防止の観点からも、草の高さが伸び過ぎないように除草作業をもう 1 回追加できないか、お尋ねいたします。

次に、川西町の農業について。

川西町でも農業従事者の高齢化に伴い、本年で離農される方が増えてきております。このままですと、数年後には耕作放棄地が倍増するのではないかと心配でなりません。

新規就農者には、農業次世代人材投資資金や農地中間管理機構などの支援がありますが、農家の後継者などが地域の農地を集約しての組合や農業法人を設立する場合などに、町として何か支援策を講じることができないか、お尋ねいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村正匡君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

最初に、河川の管理道路の除草作業についてでございます。

堤防道路につきましては、国及び県から占有許可を受け、町道として供用しております。道路幅員に路肩分それぞれに 1 メートルを加えた分を町で管理しているところでございます。

除草作業は、県が 1 回、本町が 2 回の年間計 3 回実施しております。過去には県も年間 2 回除草作業を実施しておりましたが、予算の削減により、現在は 1 回となっております。県には年 2 回の作業に戻していただくよう要望は行っておりますが、近年、人件費及び経費の単価の値上がりにより除草作業費が上昇しております。県及び町も回数を増やすことが難しい状況にございます。

このため、昨年度より県の除草作業を 8 月の月上旬から中旬に実施していただくよう強く申し入れ、5 月下旬と 10 月下旬に実施する町の除草作業と調整を行うことで、限られた除草作業が効果的となるようにしたところでございます。

また、交通安全上、特に緊急を要する箇所については、職員等により随時対応

しております。

今後もできるだけ道路上に草が覆いかぶさらないよう、県とも協議しながら除草作業に取り組んでまいります。

次に、川西町の農業に関する質問にお答えいたします。

川西町における就農者は、平成27年度農業センサスでは181件、うち認定農業者は4件となっており、新規就農者については、平成24年の1名が最後になっております。また、市内の耕作放棄地は、本年に実施した農地パトロールでは、83筆、面積が5.5ヘクタールを確認しております。また、本町の農家は、高収入が見込める青果を中心とした専業農家で形成される地区はなく、小規模な稲作農家が多く、農家の方も高齢化しているため、議員が懸念されているとおり、耕作放棄地が増える可能性が高い状況でございます。

このような状況を踏まえ、県の進める特定農業振興ゾーン等の活用により、担い手農家への農地の集約、有機栽培や無農薬栽培などの付加価値の高い稲作農業の推奨、稲作にかわる高付加価値作物への転換等を検討しているところでございます。

また、農地を集約する営農組合や農業法人の設立につきましては、町としましても後継者対策に効果があると認識しており、何らかの支援は必要であると考えております。

法人等の設立のお話ございましたら、ぜひ担当課に相談いただき、川西町に法人等を設立する場合にどのような支援策が有効か、農家の方と協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 松村議員。

1番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。まず、河川の除草作業ですが、草というものは、生えてから花が咲き、実が成って、それ以降に種が落ちます。そのときに除草作業をしたのでは、その種がまた来年芽を出す。早い時期に除草作業をすれば、回数を増やすことによって、次年度からの除草作業の効率化が見込めるのではないかなと思いますので、早い時期の除草作業をお願いしたいと思います。

それから、農業につきまして、法人設立に支援策があるようにお答えいただきました。その設立に当たりまして、町内の農業委員会、農家組合、JAなどが主導で法人を立ち上げる、そういうところにもひとつ何か御助力いただけたらありがたいのかなと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村正匡君） 今、議員がおっしゃった作業時期につきましては、そういった的確なアドバイスも十分考えながら検討してまいりたいと思いますので、またさまざまな御指摘をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也君です。前の4人に続きまして、町長に質問いたします。

内容は、災害対策と、町営住宅の入居等、制度適用時の資格要件見直しに関してであります。

まず、災害対策についてであります。質問に先立ちまして、今般の災害において被災された皆さんには、私からも心からお見舞いを申し上げます。

皆さん御承知のとおり、さきに行われました総選挙の投票日とまともに重なりました台風が襲来したのが今般の出来事でありまして、対応に万全を期すべく、でき得る手だてが講じられたところではありますが、災害に関しては、日ごろの備えが結果を大きく左右することにつながりますので、事後の対応としましては、しっかりと教訓を酌み取って、今後に向けて生かしていくことも必要な手だてにほかなりません。

その一つに、堤防の越水対策と、洪水により浸水した場合の避難所そのものの対応としての床のかさ上げ等の対応が求められる問題であります。

これは、町域における雨量ももちろんですが、上流域における雨量にも大きく影響を受ける問題でありまして、いずれにしましても、超越した降雨が発生すれば、越水等による洪水の発生に伴い、町内各所が浸水に至ることは避けられません。その場合、堤防が切れるか否かで被害の大小は歴然と異なります。近年の全国的な状況からして、被害の発生は従来 of 想定をはるかに超えた降雨量によってもたらされており、これを見越して対策を打つことは至極当然と心得ます。

目下、堤防に関しましては県へも働きかけ、対策を協議中とのことではありますが、危険箇所は既に町としても把握しているわけですので、越水時の破堤を防ぐべく、それに向けた取り組みを持つことと、越水等による洪水発生時の浸水は甚大でありますので、避難所の対応としましては、床等のかさ上げの備えが避けられません。この辺の対応策につきまして、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、町営住宅の入居等における制度適用時の資格要件の見直しについてであります。

皆さん承知のとおり、本町の町営住宅もしかり、一般に公営住宅は、住宅困窮者に提供すべく備えられておりまして、それらを通じて暮らしの安定と福祉の増進に寄与する旨、設置されているものであります。

それで、本町の町営住宅入居手続等の資格要件には、町税の滞納の有無も審査の対象として含まれております。税は、法定等定められた場合以外は、当然その納付はしなければなりません。諸般の事情により滞納が生じた場合も、滞納者と役場との間で返済計画の誓約を交わして、それに沿って納めるのが通例であります。それで、これに沿って税の返済を履行している場合、収納の観点から見れば、低廉な家賃の公営住宅に入居することができれば、より一層暮らしと納税の安定に資する取り組みとなることは明らかでありますし、自治体の責務に照らして、決して反する話ではありません。

公営住宅の入居も含めまして、本町の制度適用の要件をこうした観点で考慮し、

見直すことを求める次第であります。

以上、災害対応と制度適用時の資格要件見直しにつきましての御答弁、よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

最初に、災害対策についてでございます。

さきに答弁いたしました福西議員への回答と重複することになりますが、台風21号では、町内4カ所で越水の危険がございました。これにつきましては、堤防の整備を関係機関にお願いしており、今後においても引き続き要望していきたいと考えております。

また、避難所における床などのかさ上げ対応の備えでございますが、川西小学校では、体育館及び校舎棟を地盤レベルから1.5メートルのかさ上げを行っており、0.5メートルの基礎を含め、2メートルの浸水に対応しております。

また、梅戸体育館に関しましては、川西町洪水ハザードマップにおいて、町内最大5メートル以上の浸水が想定される場合におきましても、浸水想定外の地域に立地しております。

現在、避難所に指定する施設については、容易に床などのかさ上げを行うことは難しい状況であります。今後、現状の避難所を整備する場合、その時点において必要な防災対策を講じていかなければならないと考えております。

万一の災害に備え、住民の皆様が安心できる防災対策に努めてまいり所存でございます。

次に、町営住宅の入居等の資格要件見直しに関する質問についてお答えいたします。

町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として提供しております。この町営住宅の入居資格については、川西町営住宅条例第6条に定められており、同条第1項第5号において「地方税を滞納していない者であること」とされていることから、税を滞納されている方は、町営住宅に入居できないことになっております。

税の滞納があっても、返済計画の誓約を交わした者については、入居資格を認めてはどうかというのが議員のお考えであるとは思いますが、誓約を交わしても守っていただけない場合があるのが実情でございます。仮に誓約を交わした方について町営住宅への入居が可能となった場合、入居後、誓約を守らなかったとしても、住宅から退居していただくこともできませんので、公平性の観点から問題があると考えております。

また、条例において、地方税の滞納がないことを入居資格の要件としておりますのは、行政サービスを受ける前提として町税の納付は当然に求められるべきものとの考えからであり、この条例の趣旨を踏まえましても、現時点では資格要件の見直しの必要性はないものと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） まず、災害対策についてであります。

基本的に、越水してきて、浸水に対する一定の高さを見越して避難所は計画していると、こういう話で、現状はそうなのでありますけれども、破堤した場合の被害ですね。現在は大体内水がたまってきて浸水してくるという状態がずっとこの間続いてきましたけれども、町長も常々言うてはりますように、町内に降った雨のトップスリーが就任後にやってきていることから、何年かに一遍降る大雨というよりは、大体もうそれが常々の状態やと思とかなとあかんと、こういうふうに町長も認識はされているので、その辺、破堤のあるかないか、これによって被害の大小の認識は大分異なると思うんです。

この辺について、実際、今までの内水が溜まっているのとは違って、水が越えて堤防が切れてしまった場合の浸水というのは、町長の御認識としても、当然甚大な被害ということを想定されると思うんですけれども、その辺について、まず御所見をお伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 内水などの浸水被害、また越水による浸水被害と違いまして、破堤の場合は被害も甚大になると想定できると思います。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 当然、堤防が切れるわけですから、甚大な被害に遭うということは想定する範囲で、誰もが考えるところであります。

同時に、この間、避難勧告も出されましたけれども、住民の皆さんにもよりますけれども、大体川西町は平らですので、避難所に避難したとしても、「結局避難所も浸かんと違うの」という声も住民の皆さんの中には少なからず存在するのも事実であります。そういう点で言えば、堤防が切れた場合は洪水の発生は甚大になるということと、避難所に避難したとしても、それはもう水に浸かってしまうのと違うのという不安が住民の皆さんの中にあるということについては、それに対する対応、払拭する努力を町としてもしていかなとあかんとと思います。

ちょっと角度が変わりましたけれども、先ほど町長は、既に床は一定の高さまでは見てあるということでものでありますので、そういう点では、住民の皆さんに対して、避難所の状態というのはこういうことになっていますので、想定される範囲内では大丈夫ですよという意味の周知も必要ではないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 避難所につきましては、浸水被害、洪水被害以外の自然災害も想定してつくられておりますので、まず、各箇所避難所があることについては妥当だと考えております。その中で、今回は洪水被害に注視した御質問ではございますが、まず、河川沿いに建っている地域につきましては、避難勧告・避難指

示を出すことで速やかに避難していただくことをお願いする所存でございます。

その中で、先ほどの答弁でも小学校と梅戸体育館につきましては、仮に浸水となった場合でも、かさ上げをしておるので大丈夫ということですが、万一の場合は極力そちらに誘導していきたいという考えでもありますし、また、堤防から離れた地域につきましては、各家庭の自宅で垂直避難ということも考えられますので、そういった呼びかけもしていきたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 自然災害にはいろいろありますけれども、例えば地震とかですと、倒壊しますけれども、大丈夫な家はそのままそこで暮らしてくれはりまして、倒壊してしまっただけで避難しなければいけないという皆さんが避難所に行くということですが、その場合は、自分の家は潰れたけど、行く避難所が建っていて、そこへ避難したら、とりあえず一時しのぎできるということで避難できますけど、洪水の場合はそうと違いまして、先ほど町長も被害が甚大になることは想定できると言われたように、堤防が切れて町内が浸水している場合は、「行く避難所も水ついているのでは」と、こういうことでもあります。

そういう点では、あそこの避難所は床のレベルがこのレベルにありますということもふだんからの周知の中には必要になってくると思うし、もう一つは、人数的に、町内全体が浸かるということになってくると、当然もう避難所に収容できるということにもなりませんので、そういう意味でも、浸水を想定した場合の住民に対する周知というのは、通常の災害発生時に避難所に避難してもらうという意味合いとはまた別に、浸水に対する備え、洪水に対する備えというのは日ごろの周知が必要やと思いますけれども、その辺の浸水時に対する町長の御認識はいかがでありますでしょうか。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 洪水ハザードマップなどによって、常に住民の皆様方にはお伝えしているとは思っているんですが、おっしゃっているとおり、こういう状況でございますので——こういう状況というのは、ほとんど毎年のように川の増水が見込まれる状況でございますので、引き続き住民の皆様方に対して定期的に周知をしてまいりたいと思っております。

また、避難所のキャパシティの問題になるんですけれども、先ほどから申し上げているとおり、かさ上げされているところが小学校と梅戸体育館ということになります。小学校も現在は体育館を想定してのことですが、仮に大規模災害になったときには、教育委員会のほうにもお願いしながら、学校の教室なども利用できないかということも今後検討していかなければならないと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 緊急時の対応はそういうことも当然出てくるだろうと思いま

す。町長も言われましたように、天井高、タツパの問題もありますので、一時避難所になっている各地域の公民館は厳しい面はあると思いますが、町が避難所として指定するところは大体天井高は十分いけますので、そういう点で言うと、特設の舞台を組めるような材料を事前に備えておいて——地震の場合は突然ですけれども、洪水から住民を守るというのは、一定事前に手を打てる災害でありますので、そういう点では、そういったものを用意しておくことが肝要ではないかと思えます。それも一つ検討の中へ入れていただければというふうに思っています。

時間が迫ってまいりまして、もう1問の資格要件のほうがもうほとんど時間がなくなりましたが、資格要件を見直す気はないかということで、見直さないということでありました。

それで、滞納の定義、これはこの問題だけと違いまして、滞納問題につきましては委員会においてこれまでも議論を交わしているところでもありますけれども、納期を過ぎてしまうと滞納ということになります。ですから、分納誓約を交わして、きちんと守って誓約どおり納められている皆さんも含めて、納期は過ぎてしまいますので、滞納者ということに。滞納はそういう扱いになっていると常々おっしゃっているとおりであります。納期を過ぎたら滞納やという問題と、それから、債権管理課が中心になって滞納を追っていく、きちんと納めていってもらうということで、返済計画を立て納めていってもらって収納を頑張っているという問題とは別の問題やと私は思います。納期は過ぎて滞納はしているけれども、納付はきちんとしていただくというのは、それはそれで当然のことです。役所としては、どんどん取り立てて、その人の暮らしを追い詰めていって収納しているのかというたら、決してそういうことではなくて、生活のことも工面しながら、相談に乗って計画を立てて納付ができる、そういう計画で収納してきているというのがこれまでの通常のところでありました。

そういう点で言えば、対象の皆さんの暮らしの安定、納税の安定ということ言えば、低廉な家賃の公営住宅に入るということも、理屈の上では理にかなった話で、役所のやっている取り組みとは決して反する話ではないと、こう思うんですが、この辺について町長はいかがお考えですか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 滞納されている方の状況によって、短期間で税や料の滞納が解消される方と、また、その方々の生活状況に応じた収納額を定めての対応をしておりますので、長期間に及ぶ方と2通りあるのでございますが、先ほどからも申し上げておりますとおり、滞納を分割納付するという誓約を守らない方もかなりおられますので、やはりここは行政サービスを受ける前提としての滞納解消というのは引き続き対応してまいりたいと思っております。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 何らかの形で、どこかで一定の基準を設けとかんと、今になってそこは難しいのは難しいと思えます。ケース・バイ・ケースで、守ってずっ

と納めてはる人もいたら、しょっちゅう滞るけど、言うていってきちんと納めてもらうというふうに、追いかけてながらも納めてもらっている方とか、それはケース・バイ・ケースでいろいろおられると思いますけれども、その方の支出を低廉な家賃で下げて、そのことによって余力がある分、納付もきちんとできるということにもつながる問題でありますので、この辺は今後も検討していきながら、そういった取り組みがいきにくく、住民の暮らしに資する制度として適用できるようにしていったらいいと私は思いますので、その辺はこれからも追い追い議論を重ねていきたいと存じますので、御検討いただくよう、よろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） これをもちまして、一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました承認第12号、平成29年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、議案第52号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会についてまでの承認案1件、議案9件について一括議題といたします。

去る8日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也君です。続きまして、総括質疑通告どおり、厚生委員会所管の議案、国保の特別会計補正と介護保険の特別会計補正について若干お伺いをいたします。

国保の補正のほうですが、来年から国保制度が県一本化に変わりますので、それに伴いましてシステムの改修が補正されているものです。本町の保険料率等の見通しですけれども、医療費等の指標で見ましたら、県平均より下にいるという状況にあります。そういうことから言うと、県で一本になると、平均より下にいるところは保険料率が上がらざるを得ないということが予想されるところであります。

同時に、町もこの間一生懸命頑張って取り組んでまいりますので、そういう点では収納率も非常に上がってきているということでありまして、県下の中では優秀な部類に属しております。

それに見合う形で、今度は県のほうは町に対して標準収納率を決めてきて、納付額を決めてくるけども、今現在の収納率に見合う形で収納するように県からは決められてくるだろうというふうに予測がつくということを担当事務方からは伺っているところでありますが、保険料率が上がると、普通、収納率は下がるだろうというふうには容易に予想できるんですけども、保険料率は上がるわ、現在の収納率に見合って収納もしていったって、言われた納付額を納付するというシステムに今度は変わるから、それは相当厳しくなるなというふうに思われるのですけれども、首長会議が先だって開かれまして、その折に全市町村長とも既に了承済みということですので、この辺の仕組みについてどうなっているのか、その状況について説明を求めます。

それから、現在保有の国保会計の基金でありますけれども、これは、国保加入者の皆さんが今まで国保税を払わはって、それで支払いをした後余ってきたお金を積み立ててきているというお金ですので、このお金を使って、加入者が払われる保険料を、上がるんやったら上がらんように据え置くために、今までたまっているお金を使うとか、そういう加入者への還元というのが普通はあってしかるべきなんですけれども、新制度になることによりまして、なかなかそういう使い方ができんようになって、県から、川西町はこれだけ納めてねと言われたら、その額は絶対納めなあかんということです。納めるために、集めるのは川西町で自由に集めてくれはったらいわというのと違って、県が定めた保険料率で賦課して集めよという話であります。それで集めた結果、もし納付額に穴があいたら、それを補填するためには使ってもいいけど、言うた納付額を集めるために保険料を課して、ちょっと保険料が高いさかいに、今までたまっているお金があるから、それで補填して納めようかということはいきなりはあかん、こういう話であります。

その辺について、課税権限者は町長のままですので、やっぱり皆さんが今まで払ってきはって、それでたまったお金やさかいに、そういう意味では、そのお金は加入者の皆さんに対して還元できるような施策として取り組んで使うべきではないかと思うんですけれども、課税権限者として、加入者の役に立つような、いきなりいく道を切り開くべきではないかと思いますが、その辺、町長の御所見をお伺いいたします。

それから、29年度の介護保険の補正についてであります。

こちらにも制度変更に伴いまして、事業所の登録、それから許認可権限等も県から町に移管されることを受けまして、それらを整備するための補正でありますけれども、聞いておきますと、相当の事務量の増加が見込まれるということでもあります。及び必要人員等々の手だても事務量の増加に応じて必要になってくるのも当然であります。事務量の増加とか必要人員の状況について、現在どういうふうに見込んでいるのか、その辺の対応についての説明と状況についての説明をお願いするものであります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（奥 隆至君） それでは、まず第1点目、29年度国保補正についてお答えいたします。

奈良県では、法改正により、国保の県単位化が示される以前から、奈良モデルとしていち早く県下統一の保険料についての議論が進められてきたところでございます。

そこで、国保の県単位化に向けた現在までの状況についてですが、10月6日の市町村長会議において、標準的な保険料の算定方法などについて、県、市町村とで合意形成がなされてきました。しかし、市町村が県に対して納めることとなる事業納付金の算定時に用いる収納率の取り扱いにつきましては、県が示した基

本方針の中では、市町村ごとに過去3年間の徴収率を平均したものをを用いるというもので、これでは同規模の自治体であっても収納率にばらつきがあるので、事業納付金の負担に差が出て、議員が仰せのように、収納率を高く維持し、努力している市町村の負担が増すということになり、収納率の低い市町村分の負担が転嫁され続けることが懸念されております。

基本的にこのような算定ルールとなりましたので、川西町としては、県がリーダーシップをとり、市町村に対し収納率の向上の働きかけを行うとともに、収納率の高い市町村に対するインセンティブの構築、また、3年後を目安に国民健康保険の規模別の平均収納率を納付金算定時の標準保険料率として設定するよう強く要望してきたところでございます。

その結果として、過去3年間の実績平均収納率について一定水準以上を確保している市町村に対し、一定額が配分されることとなりました。

次に、保有基金の運用についてですが、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準は同じとなる基本方針のもと、県全体で保険料水準の統一化を目指すということでもありますので、各市町村が独自で基金等を活用し、保険料率の抑制に使った場合、いつまでも同一の保険料率にはならない事態を引き起こす要因となること、仮に基金の活用により保険料率を抑制したとしても、6年後の平成36年度に県内統一の保険料水準とする際に必ず保険料率の激変が生じてしまうため、県が定める保険料率の方針に沿って保険料率設定を行うべきというふうに考えております。

続きまして、平成29年度介護保険特会補正についてお答えいたします。

居宅介護支援事業者の指定権限の移譲につきましては、平成26年の介護保険法改正におきまして、保険者機能の強化という観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に移譲し、平成30年4月1日に施行することとされております。

これにつきましては、平成28年度より、奈良県からの事務移譲といたしまして、地域密着型通所介護事業所登録、平成29年から介護予防・日常生活支援総合事業、そして平成30年度より、居宅介護支援事業所登録が市町村事業として権限移譲という流れとなっております。

今後、利用者が利用されている事業所が対象となるため、約50件の事業所をシステムに登録していくことが必要となっております。現在は市町村が管理する事業所登録数については奈良県に代理入力をしていただいております。しかし、次年度以降は、当該登録数が20件以上の場合は、市町村が県に出向き、直接システムに入力し、登録することとなります。次年度以降は50件以上の事業所登録が見込まれますことから、県に出向いての入力作業の時間効率、それから事業所からの届け出に対し迅速な対応をとるため、今回のシステム導入となりました。

想定されます事務量の増加につきましては、従前は県が行っていた居宅介護支

援事業所における指定、指導、監査、勧告、命令、指定の取り消し、指定の効力停止等の業務が市町村業務となり、県については助言その他の援助業務のみとなりました。これに付随する業務といたしまして、指定等に関するホームページの対応、運営基準等を定める条例案を作成し、議会へ上程するなどの業務も負担増となることが想定されております。

現時点では、さらなる事務の効率化を図り、できるだけ現人員での対応を考えているところでございます。また、職員の負担も考慮しながら、体制強化も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 国保の改定です。これは全県一本になりますし、ルールは、今、部長から説明いただいたとおりの仕組みでもう決まったということでもありますので、その辺は町としてはいかんともしがたいところもあるのは事実であります。いずれにしても、町長として国保加入者の皆さんが今まで保険税を納めてきはりまして、それに見合う医療給付が行われて、医療費の支払いをしていって、余剰金が出た分を積み立ててきて国保基金として持っていますので、当然それは町の持ち物というよりは加入者の皆さんの持ち物と、こういうことになりますけれども、そこが、今、皆さんに対する還元策として使っていくことができなくなっていくような仕組みという説明でありましたが、その辺、町長はどのように思っているのか、そのことに関する忌憚のない御所見をお聞かせいただけたらというふうに思います。

それから、これも以前から議論を重ねてはいますけれども、国保加入者の状況からしますと、現在の法で定められた減免制度しか適用はありませんけれども、その適用でも加入者全体の6割を超える皆さんがもう既に減免の対象になっているということでもあります。そういう点で言いますと、納付額が県から示されて、それを納めるために示された保険料率で賦課して集めます。賦課はできますけれども、状況が状況だけに、減免の対象になっている皆さんがもう既に6割もおられるわけですので、そういう点でいけば、滞納の発生のリスクも生まれますし、賦課されて納める負担が一層厳しくなるという加入者の皆さんの状況も起こるし、町からすると、今までは収納率が高かったけれども、滞納が起こって収納率が下がるというリスクもありますので、その辺、今度やられようとしている仕組みからそういうことが想定されますので、やっぱりここは、いろいろあっても、課税権限者である市町村長自らがどう踏ん張るかというところの腕の見せどころやと思うんですけれども、その辺、する・せん、ええ・悪いは別にしまして、町長御自身、その辺の状況をどうお感じになっておられるか、忌憚のないところ、率直な御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

それから、介護保険のほうですけれども、制度が変わりまして、事務量も増えるという話でございました。それに対して人員をどうするのということであれば、強化につながるよう検討はしていきたいということでありました。人事のやりく

りもなかなか大変やと思いますが、実際、今までに比べて事務量が増えて、手が要ると。そのことに関する町長の認識はどうあるのか、それについて、その認識の有無を聞いておきたいと思います。

以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 保有基金の県から示されているような使い道についてどのように思うのかということですが、やはり先ほど部長からも申しましたとおり、県内どこに住んでいても、同じ所得、世帯構成であれば、保険料水準は同じというような方針がございますので、この保有基金を保険料に充てることは差し控えたいなと思っております。

ただ、基金の使い方については県ともまだ別途協議ができるということがございますので、例えば医療にかからないような健康増進のための施策として基金が使えないかどうかとか、そういったことも今後協議してまいりたいと考えております。

また、法定内繰り入れが、今後県下統一されると認められなくなるということで、このままいくと保険料水準も徐々に上がってきて、結果として滞納が増えることになるのではないかとこのことに対しての町の施策ということでございますが、これは従前から申しておりますとおり、国保につきましても、国保を利用されている方と利用されていない方がいらっしゃるわけでございますので、一般会計からの補填ということは、従来から申し上げておりますとおり、差し控えたいと考えております。特別会計で対応してまいりたいと思っております。

あと、介護保険事業につきましても、事務量が今後増加するのではないかとこのことですが、こちらにつきましても、担当課とよく協議をしていきながら、また、役場内の人員も考えながら検討してまいりたいということでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長（森本修司君） これをもちまして、総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。ありがとうございました。

（午前 11 時 44 分 散会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生委員会

総務建設経済委員会議事日程

平成 29 年 12 月 13 日(水) 午前 9 時 開議

- 日程第 1 承認第 12 号 平成 29 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
- 日程第 2 議案第 44 号 平成 29 年度川西町一般会計補正予算について
- | | | | |
|----|-------------|-------------|-------------|
| 歳出 | 款 2 . 総務費 | 項 1 . 総務管理費 | P. 8 |
| | | 項 2 . 徴税費 | P. 8 |
| | 款 5 . 農商工業費 | 項 2 . 商工費 | P. 9 |
| | 款 6 . 土木費 | 項 1 . 土木管理費 | P. 10 |
| | | 項 2 . 道路橋梁費 | 〃 |
| | | 項 3 . 都市計画費 | 〃 |
| | | 項 4 . 住宅費 | 〃 |
| | 款 8 . 教育費 | 項 1 . 教育総務費 | P. 10～P. 11 |
| | | 項 5 . 幼稚園費 | P. 11 |
| | | 項 6 . 社会教育費 | 〃 |
| | | 項 7 . 保健体育費 | 〃 |
| 歳入 | 上記関係歳入 | | P. 6 |
- 日程第 3 議案第 47 号 平成 29 年度川西町水道事業会計補正予算について
- 日程第 4 議案第 48 号 平成 29 年度川西町下水道事業会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 49 号 川西町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 50 号 川西町税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 51 号 川西町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 52 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会について
その他

閉会 時 分

説明のために出席した者

町 長 竹村 匡正
副町長 森田 政美
理事 藤井 隆弘
総務部長 西村 俊哉
総務課長 石田 知孝
総合政策課長 山口 尚亮
税務課長 西川 直明
債権管理課長 //

産業建設課長 中川 辰也

教育長 山嶋 健司
教育次長 栗原 進
教委総務課長 //

社会教育課長 岡田 充浩
社会教育課主幹 深澤 達彦

水道部長 福本 哲也

会計管理者 福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長 安井 洋次
主事 松本 雅司

欠席委員及び職員

厚生委員会議事日程

平成 29 年 12 月 14 日(木) 午前 9 時 開議

日程第 1 議案第 44 号 平成 29 年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款 2 . 総務費	項 3 . 戸籍住民基本台帳費	P. 8
	款 3 . 民生費	項 1 . 社会福祉費	P. 8~P. 9
		項 2 . 児童福祉費	P. 9
歳入	上記関係歳入		P. 5~

日程第 2 議案第 45 号 平成 29 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 3 議案第 46 号 平成 29 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

その他

閉会 時 分

出席委員

委員長	今村 榮一	副委員長	福西 広理
委員	大植 正	委員	伊藤 彰夫
委員	寺澤 秀和	委員	松村 定則
議長	森本 修司		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
理事	藤井 隆弘
総務部長	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝

福祉部長	奥 隆至
住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹

会計管理者	西村 俊哉
-------	-------

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
〃 主事	松本 雅司

欠席委員及び職員

平成 2 9 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 3 号)

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

平成29年川西町議会第4回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成29年12月19日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成29年12月19日 午後2時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 奥 隆至 教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也 会計管理者 福本誠治 総務課長 石田知孝	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	5番 石田三郎 議員	6番 今村榮一 議員

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成29年12月19日（火）午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 承認第12号 議案第44号～議案第52号 討論 採決
		（追加日程）
第2	議案第53号	平成29年度川西町一般会計補正予算(第5回)について
第3	議案第54号	平成29年度川西町水道事業会計補正予算(第3回)について
第4	議案第55号	平成29年度川西町下水道事業会計補正予算(第3回)について
第5	議案第56号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第6	議案第57号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第7	発議第8号	精神障害者に公共交通機関の割引制度の適用を求める意見書について
第8	発議第9号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について
第9	発議第10号	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書について
第10	発議第11号	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書について

(午後 2 時 0 0 分 再開)

議長 (森本修司君) これより平成 29 年川西町議会第 4 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

日程第 1、委員長報告を議題といたします。

去る 8 日の定例会において上程されました、日程第 4、承認第 12 号、平成 29 年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第 13、議案第 52 号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会についてまでの承認案 1 件、議案 9 件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員会の報告を求めます。

厚生委員長、今村榮一君。

厚生委員長 (今村榮一君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告を行います。

去る 12 月 8 日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、過日、12 月 14 日に全委員出席のもと委員会を開催し、審議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、議案第 44 号、平成 29 年度川西町一般会計補正予算について。

戸籍住民基本台帳費における賃金、社会福祉費における更生医療費負担金、障害児通所給付費等負担金、障害福祉サービス給付費等負担金、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険事業勘定特別会計繰出金、国民年金事務取扱費、福祉医療費、国民健康保険医療助成費等の歳入歳出について慎重審議された結果、いずれも当局の提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第 45 号、平成 29 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第 46 号、平成 29 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑、回答であります。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第 109 条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことをお願い申し上げます。厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 (森本修司君) 続きまして、総務建設経済委員長、松本史郎君。

総務建設経済委員長 (松本史郎君) 議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成 29 年 12 月 13 日に開催し、12 月 8 日の本会議において当

委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、承認第12号、平成29年度川西町一般会計（第3回）補正予算の専決処分については、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第44号、平成29年度川西町一般会計（第4回）補正予算についてであります。

委員より、「時間外勤務手当の補正について、町の方針としては、残業手当を減らす、職員数を減らすということを目標とし、密度の高い仕事をしていくということであるが、人数が減れば残業が増えることにつながると思われるが、今回の状況とその関係についてはどうなっているのか」との質問があり、当局より、「今回の時間外勤務手当の増額補正についての主な要因は、早期退職者による職員への影響によるものであります。それ以外においても、当初予算では、効率的な業務の推進や職員の健康管理を図るため、ある一定の目標値を設定し、要求させていただいていることもあることから、急な業務など発生した場合においては増額補正ということになりますので、御理解願いたいと思います」との回答がありました。

また、委員から、「業務の内容及び事務量を踏まえて、無理のない範囲で住民に目配りをしていくという観点から、必要に応じた職員数を配置していくということについてはどのように考えるか」との質問に対し、当局より、「必要最小限度の業務量と、どれだけ住民サービスに対応できるのかを把握した上で、仕事を積み上げて人員配置は行うものとする。人的な面と資金的な面のサービスがあると思うが、10年ほど以前の行政改革の中で、住民サービスを抑制したような部分もあるかもしれないので、限られた財源の中で資金面での住民サービスを向上したいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「工業団地計画に対する補正予算について、工業団地計画策定の内容を説明願いたい」との質問があり、当局より、「基本計画策定業務の内容としては、測量調査業務、また、現在実施している仮エントリーで、企業が希望する面積を参考に区画割や道路設計、総事業費の算出等、全体の基本計画を策定するという内容である」との回答がありました。

また、委員より、「今般の台風による水害で、計画予定地も浸水となったが、浸水部分を造成することによる排水対策として別の場所で雨水をためる調整池設置について」との質問があり、当局より、「現在、奈良県で治水対策条例が施行される予定であり、浸水区域となる場所は浸水対策を行わない場合は市街化編入ができなくなり、開発による造成を実施する場合は、開発基準の調整池に内水対策分をプラスした調整池を設置するなど、現在の浸水深を超えない、及び浸水範囲を拡大させないなど、浸水を緩和する対策が必要となります」との回答がありました。

また、委員より、「調整池の容量については、不足が生じた場合のことを考慮し、計画段階で現在示されている調整池の面積を拡大させるということはあるのか」との質問があり、当局より、「工業団地については、現在奈良県で必要容量を算出させていただいており、調整池を掘削するのか面積を拡大させるのかは、算出結果によ

り判断することになります。しかし、町としては、少しでも広い範囲で企業を誘致したいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「できるだけ広い範囲の面積を企業用地として活用、確保することについて」との質問があり、当局より「調整池の面積が広がると工事費が高額になり、1坪当たりの販売価格も高額になる。そうすると、買い手が見つからないなど、販売が難しくなることも考えられる。その観点からは、売却する面積は広いほどよいのかなど考える。しかし、地元の内水被害を受けている住民に対し、内水被害が緩和される方策も考えなければならないと考えている。奈良県の調整池必要容量の算出結果から判断したい」との回答がありました。

次に、委員より、「産業建設課におけるアルバイト賃金の計上理由について」との質問があり、当局より、「2月から受付を開始する建設工事等入札参加資格申請受付業務及びデータ入力に一時的に人員の不足が生じるため」との回答がありました。

次に、委員より、「幼稚園・小学校空調設備工事の補正がなされたが、今後の工事スケジュール並びに稼働の目標は」との質問があり、当局より、「補正予算を12月議会で承認いただければ、翌年3月までに入札を行い、3月議会には工事契約の承認案件を上程させていただいて、工事の着手にかかりたいと考えている。実質工事については、夏期休業中の工事になると思われる。空調の運用開始については、夏季休業終了後の9月から運用できればと考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、「9月まで工事がずれ込む可能性はないのか」との質問があり、当局より、「業者を選定するに当たり、工事を期間内に完了できる経営能力を持った業者を選定していきたいと考えている。また、入札仕様書の条件にも空調の使用開始時期を明記することも検討していきたい」との回答がありました。

次に、委員より、唐院運動公園の使用水量が大量になったことについての質問があり、当局より、「原因は特定できていない状況であるが、11月の検針においては通常の水量に戻っている。しばらく水飲み場の蛇口を使用中止とし、様子を見て状況に変化がなければ元に戻す予定である。また、今後の管理体制については、常時の監視は困難ではあるが、体育施設の指定管理者である川西スポーツクラブと連携をとりながら、現場の状況の確認をとっていきたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第44号、平成29年度川西町一般会計（第4回）補正予算については、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第47号、平成29年度川西町水道事業会計補正予算について及び議案第48号、平成29年度川西町下水道事業会計補正予算については、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第49号、川西町附属機関設置条例の一部改正についてであります。

これについては、委員より、「まち・ひと・しごと創生総合戦略検証会議を設置することであるが、仕事の内容はどのようなものか」との質問があり、当局より、「地方創生先行型交付金事業の達成度の検証をしていただく。当検証は、国から事業終了後、評価検証することとされている。総合戦略については、目標値に対する

進捗状況等の評価・検証を行っていただく予定である」との回答がありました。

次に、委員より、開催頻度について質問があり、当局より、「事業終了後に開催することになる。前は平成29年3月に開催した」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第49号、川西町附属機関設置条例の一部改正については、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第50号、川西町税条例の一部改正について及び議案第51号、川西町税条例の一部を改正する条例の一部改正について及び議案第52号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会については、提案どおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。それでは、今議会に上程されていまず承認案1本、議案9本に対する討論を行います。

態度表明は、いずれについても賛成の立場からのものであります。

上程されていまず各予算案は、さきに行われました衆議院総選挙の執行に伴う事務処理等の専決を初め、その執行に当たって、人員配置等による人件費の補正を初め、事業の精算と事務処理上生じる増額補正でありまして、それぞれ必要な措置がとられたものと存じますが、施策の問題で若干述べておきます。

審議を通じて一定の議論も重ねましたが、人員配置と住民サービスの関係について、いかに住民サービスを低下させずに、かつ限られた資金の上でコストを有効に使うのかについては、町長と私との間には一定の意見の隔たりがありますが、これはそれぞれの見方の問題でありますので、相違があっても不思議はありません。

そもそも公務員の務めは何か。それは、全体の奉仕者としてしっかり職務を果たすことにほかなりません。常々申し上げておりますように、規模の小さい組織になればなるほど、資金全体に占める人件費の割合はかさまざるを得ませんが、それは仕方のないことであります。問題は、配置された職員が、各人の職務を通じて住民にしっかりと目を向け、意に沿い、願いに応えていくことであります。

これらを進めるには、本町のように人口はもとより地の利も小規模な自治体のほうが、圧倒的に密度の濃い取り組みが可能となることは間違いありません。資金的には合理性を欠く分、ここで補うことは幾らでも可能でありますし、町長も既に取り組みされているとおり、こうした利点を生かした本町ならではの取り組みを大いに進めていくことにこそ、行政の営みの本意が発揮される道につながるものと確信しています。

また、懸案のデマンドタクシーの取り組みが町として議論の俎上にのることとなりました。住民の移動手段としては、ドアからドアは大きな魅力でありますので、その用途はコミバスと大きく異なる点であります。先進地の事例も、導入されて久しくなり、各地の実践から生まれたノウハウも多岐にわたりますので、それらを吸収すれば、結構本町にふさわしい取り組み方を見つけられるものと存じます。

いずれにしましても、住民に対してしっかりと目と耳が行き届く営みが存分に発揮され、住民の意に沿い、願いに応える川西町として、その姿勢をより一層貫かれんことを申し添えるものであります。

また、国保についてであります。来年から新たな制度として県で一本化されることに伴う準備が進められております。誰もが気になるところであります。一本化されようがされまいが、保険料が上がるのか下がるのかであります。本町の場合は、普通に考えますと、現在は県全体の平均より下にいるわけですから、これが一本化により県下でならされれば、引き上がらざるを得ないということでありまして、既にこれらの仕組みが全市町村による首長会議で了承済みということでもあります。

本町の国保加入者の6割以上が既に減免制度の適用を受けておられることは、町長もよく御承知のとおりです。傾向としてはこの割合が膨らんできていることも承知のとおりであります。このような状況で新制度に移行するとはいえ、賦課される保険料の引き上げが実施されれば、一層負担が膨らむことは容易に想像がつく問題であります。これをこのまま放置するのということではありますが、町長とは議論は平行線ですが、ここへの手だてが講じられることはないというのがこれまでの議論の結論です。ここにその政策的な判断を打たねば、その解決は決して図ることはできません。引き続きこれらの措置を講じられんことを求めておくものであります。

あと、条例関係につきましては、本法の改定に伴う条例上の文言の修正を初め、まちづくりの進展の観点から、その進捗評価の附属機関を置くこと、住新組合からの脱会手続を負うためのものですので、いずれについても必要な措置を講ずるためのものでありますので、賛成するものであります。

以上のことを申し述べ、上程案に対してはいずれも賛成の立場から討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
承認第12号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手する者あり）
- 議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
お諮りいたします。
議案第44号から議案第48号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括採決いたします。
お諮りいたします。
議案第44号から議案第48号について、賛成の方の挙手を求めます。
（挙手する者あり）
- 議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。
議案第49号から議案第52号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括採決いたします。
お諮りいたします。
議案第49号から議案第52号について、賛成の方の挙手を求めます。
（挙手する者あり）
- 議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。
会議規則第22条の規定により、議案第53号、平成29年度川西町一般会計補正予算について、議案第54号、平成29年度川西町水道事業会計補正予算について、議案第55号、平成29年度川西町下水道事業会計補正予算について、議案第56号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第57号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての5議案を追加議案といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（森本修司君） 異議なしと認め、日程第2から日程第6を追加し、議題といたします。
当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） それでは、今議会に追加して審議をお願いいたします議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第53号、平成29年度川西町一般会計補正予算について、議案第54号、平成29年度川西町水道事業会計補正予算について、議案第55号、平成29年度川西町下水道事業会計補正予算について、議案第56号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第57号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての5議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

この5議案は、主に公務員と民間の給与との均衡を目的とした人事院勧告に基づく給与改定による人件費の増額補正及び条例改正でございます。

12月8日に国家公務員に係る給与法の改正が可決成立したため、今議会に追加提案させていただきました。

給与の改定内容についてですが、一般職の職員の月例給を、若年層は1,000円程度、若年層以外は400円程度引き上げ、本年4月にさかのぼって改定するものでございます。

また、賞与の支給月数につきましても、議会議員及び特別職は0.05カ月分、一般職は0.1カ月分の引き上げ改定となります。

これらの給与改定によりまして、議会議員、特別職、一般職の給与に関する条例を改正し、一般会計、水道事業会計、下水道事業会計において人件費の増額をお願いするものですが、この人件費の増額以外に、現在の職員配置状況等による年間執行見込額に基づく人件費の増額または減額もあわせてお願いするものであります。

以上によりまして、一般会計につきましては863万5,000円の増額、水道事業会計につきましては21万4,000円の増額、下水道事業会計につきましては70万3,000円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしく審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（森本修司君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

議案第53号から議案第57号について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、若干お尋ねをいたします。

町長の説明のとおり、一般職職員の給与に関しては国の人勧に準拠して本町職員もそれに当てると、こういうことでもありますし、人事院勧告は、公務員が労働基本権の一部が制約を受けておりますので、その保障ということから人事院勧告という形にはなっておりますけれども、特別職の引き上げは、それとはまた別であります。

昨今の時節柄からして、一般職職員に準じて特別職も引き上げるという必要性はどこにもないと、私はそのように感じているのですけれども、その辺、町長ご自身はいかがお考えか、お聞きしたいと思います。

加えて、特別職の今般の引き上げは、一般職の職員の人勧準拠に伴うものでありますが、その根拠はどこに置かれているのか、お尋ねをいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員がお述べの特別職の給与改定並びに根拠につきましては、こちらも従来より、国の人勧に準拠して引き上げされることもございますし、引き下げも行ってきたものでございますので、このたびも国の人勧に準拠いたしまして、同様に対応させていただいた次第でございます。

以上です。（芝和也君「その根拠が人勧ですか」と呼ぶ）

根拠につきましても、今申し上げたとおり、人勧に準拠するというのが根拠でございます。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） 一般職職員については、基準はいろいろあると思いますし、町長がおっしゃいましたように人勧準拠ということですので、上がり下がりが人勧に準拠しているということ、それはそれで一つの基準として置いているというのはあると思いますし、それはそういうことやと思うのですけれども、特別職の場合は、やっぱり人勧には当たらないというふうに思います。国の特別職も含めて、今度の人勧に基づいて、別の法律でその給料を改定しているということで、それに倣ってのことだというふうには思いますが、お聞きしたのは、今の時節柄、昨今の状況からして、特別職職員も同じように引き上げていくということについては必要ないだろうと私は思っているのですけれども、町長御自身、その辺どのように思われるかということをお尋ねしたのですが、それについてのお答えはありませんでした。

本町の税務課で、住民税の賦課に伴い、それのもとになる給与所得者の年収の平均が出るのか出えへんのか、その辺について調べてもらいましたが、年収が平均でざっと320万円ぐらいということでありました。これは非常にアバウトな数字ですし、どれを拾うかということでも変わってくると思いますけれども、状況としてはそういうところにあります。

この問題を解決するのは、今度の公務員の給料をどうするこうするということではすぐに解決しませんし、また別のすべを講じなければあきませんけれども、歴然とした、一般的に住民の平均収入がその程度という中であって、特別職の給料を上げる、その辺の必要性を町長御自身はどう思われるかということと、住民平均と比べて上げる必要があるかどうか、この辺、重ねてお尋ねをしておきます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 従来より、地方公務員、川西町の職員の給与の水準についてというお話も以前ございました。実際、議員が調べられたとおり、町内の一般の

住民の皆様方の給与の平均はそういうような数字だと思います。その中で、役場職員の給与に関しましては、近隣の住民の皆様方の状況も踏まえてということではありますが、従来から人勧に準拠しているということですので、そのように合わせていただいております。

特別職につきましても、今回の人勧につきましても、一般職につきましても一時金については0.1カ月の増額ということですが、国の人勧では0.05カ月ということで、若干低めに勧告しておる次第でございます。ですので、その判断も国に準拠したいと考えておる次第でございます。

以上です。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。それでは、ただいま追加されました議案第53号から57号までの5議案に対する討論を行います。

態度表明は、53号と56号が反対で、54、55、57号は賛成の立場からのものであります。

今般の提案は、国の人勧に準拠して、一般職職員を初め我々特別職の期末手当等を引き上げる提案であります。一般職職員の人勧準拠はともかく、特別職がそれに便乗する必要性は、現下の状況からしてどこにもないと存じます。

今も一定の議論を重ねましたが、一例にも挙げましたように、本町における給与収入者の平均に比しても、改定せずとも著しくおとるといようなことは認められませんし、引き上げの根拠も状況判断にありますので、その妥当性を示すにはまことに不十分と言わざるを得ません。

我々特別職にあつては、全体の奉仕者には違いがありませんが、政策を提言し、その執行を求める住民の声に耳を傾け、制度化していくことが務めであります。その務めを果たすに支障を来すほど、今般改定の手当等が低いというならば話は別ですが、全くそのような状況にありませんし、経費が必要ならば、経費は経費で計上できるよう制度化するべきですが、そちらのほうは廃止ということになりますから、改革の一貫性からしても筋が通りません。

53号の一般会計補正予算は、一般職職員の人勧準拠による引き上げには賛成でありますけれども、今も申しましたように、特別職職員の分も含まれておりますので、態度としては反対するものであります。

その点を申し添え、53号と56号は反対、54、55、57号は賛成であります。

以上、提出議案に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

4 番 伊藤彰夫君。

4 番議員（伊藤彰夫君） 今回の追加議案は、国の人事院勧告に対応したものです。議案第 5 3 号から 5 5 号は補正予算、5 6 号と 5 7 号は給与条例の改正になっております。

従来から、人事院勧告に準拠して一般職の職員の給与改正を行ってまいりました。議員報酬も特別職の給与も、公務員として一般職に準じて同等に改正されてきた経緯があり、今回においても何ら疑問はなく、当然の措置と私は考えます。

よって、追加議案の全てに賛成いたします。

以上です。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 5 3 号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 5 4 号から議案第 5 5 号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 4 号から議案第 5 5 号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 5 6 号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 5 7 号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、発議第8号、精神障害者に公共交通機関の割引制度の適用を求める意見書について、発議第9号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、議案第10号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書について、発議第11号、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書についての4議案を追加議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、日程第7から日程第10に追加し、議題といたします。

日程第7、発議第8号、精神障害者に公共交通機関の割引制度の適用を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

1番議員 松村定則君。

1番議員(松村定則君) 発議第8号、精神障害者に公共交通機関の割引制度の適用を求める意見書について、多くの賛同を得ましたので、ここで御説明させていただきます。

精神障害者に公共交通機関の割引制度の適用を求める意見書

国の障害者支援施策においては、身体障害、知的障害及び精神障害の3障害一元化が基本方針です。

しかし、JRや大手民営鉄道、航空機等の公共交通機関における全国統一の運賃割引制度については、身体障害者及び知的障害者には適用になっているものの、精神障害者は除外されており、障害の種別による支援の内容に差があります。

平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されました。

障害者差別解消法第1条では、「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めています。

国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されても、尚、精神障害者を障害福祉サービスや障害者施策の対象から除外されるならば、精神障害者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまいます。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同様に交通運賃割引制度の適用を実現するため、公共交通事業者に対して適切な措置を講ずるよう求めるなど、積極的に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年12月19日

奈良県磯城郡川西町議会

議長(森本修司君) 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。ただいま提出の精神障害者に公共交通機関の割引制度の適用を求める意見書に対して、賛成の立場からの討論をいたします。

意見書の求めは、案文にも示されていますように、既に我が国も批准している障害者権利条約に照らしても、早急に法定し、その実施を図ることは、至極当然の取り組みでありまして、今日なおその実施がないこと自体、その意思が欠落していると言われても仕方ありません。

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律は既に成立していますので、この目的に照らして、仕組みの具体化を求めていこうではありませんか。

議員諸氏の賛同あらんことを私からもお願い申し上げまして、賛成の立場からの討論とするものであります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第8、発議第9号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求めまして、森本修司議員、中嶋正澄議員の賛同を得、提出者として御説明申し上げます。

今般陳情を受けました意見書は、最低賃金の引き上げの求めでして、これを1,000円以上にしようというものを初め、そのためには国内経済全体を内需中心にお金が還流する仕組みに変えていく必要がありますので、当然、下請単価の切り下げ等を是正するべく、所定の法整備を進め、中小業者への支援策に重点を置いて、大企業しか適用ができないような税制上の優遇措置は見直し、全国一律の最低賃金制度を設け、雇用の創出と安定に資する取り組みの強化など、以上5項目にわたってその実施を求めているものであります。

先ほどの人勧準拠の改定議案の折にも触れましたが、本町住民の給与収入者が平均で320万円ということでありまして。内需を喚起するには、やはり庶民の懐

を直接暖めること以外に道は開かれませんが、懐が温もれば消費が喚起され、消費が膨らめば物が必要になりますので、生産の拡大につながります。生産現場が活気づけば、そこに雇用は生まれます。このように経済が還流する仕組みになってこそ、景気の回復をみんなが実感できるというものにはほかなりません。

こうしたことを欠いたままで、幾ら景気回復策として取り組みを持っても、みんなの実感になることはありませんし、住民の平均年収の状況からも、現下の経済政策がこうなっていないことを示しています。

本町議会としましては、これらを改善するべく策を講じることを求める今般の意見書の趣旨に大いに賛同し、地域経済の活性化に資する取り組みの契機としていこうではありませんか。

議員の皆さんにおかれましては、賢明なる御判断をいただき、賛同あらんことを求めまして、提案説明とさせていただきます。

何とぞ御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第9、発議第10号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。続きまして、核兵器禁止条約の調印を政府に求める意見書について、中嶋正澄議員、福西広理議員の賛同を得まして提出しようと思うものであります。提出者を代表しまして御説明申し上げます。

皆さん御承知のとおり、今年の7月7日、七夕の日に、本条約が国連の会議で締結されまして、このことにより、戦後70年以上経ましたが、今日初めて核兵器を国際社会では違法とする法的根拠が定まりまして、法のたががはまりました。

この取り組みには今日までの年月がかかりましたが、これを推し進めてきた団体、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN アイキャン）に今年のノーベル平和賞が授与されたことも含め、歴史の大きな流れが確実に進展し、歴史の歯車が前へ進んだことは間違いありません。

あとは、ここにスクラムを組んで、その実現に全体が一丸となって取り組んでいくことになりまして、とりわけ我が国の場合は、唯一の戦争被爆国でありますから、その思いはひときわ高いことも皆さん承知のとおりであります。

ところが、日本政府におかれましては、この条約の署名が今年の9月から始まりまして、各国が批准している中であって、核保有国と同様に、この条約にはサインをしないと拒まれているのが実態であります。なかなか困ったものであります。核兵器廃絶への道は、やはり被爆国が率先してこそ真価が発揮されるというものであります。被爆国らしい態度が国際社会に示されるよう、非核宣言都市の川西町に設置されております町議会として、政府が世界に範を示すべく、速やかに本条約に調印することを求めていこうではありませんか。

議員の皆さんにおかれましては、賢明なる御判断をいただきまして、御議決賜らんことを求めまして、提案説明とさせていただきます。

何とぞよろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第10号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第10、発議第11号、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書について、提出者の説明を求めます。

7番 松本史郎君。

7番議員（松本史郎君） 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書を、今村、石田両議員の賛同を得まして説明いたします。

道路は、町民の生活や経済活動を支える基盤であるとともに、町民の安全・安心の確保や地方創生の実現に欠くことができない社会資本の一つであります。

川西町における道路状況は、町内を南北に縦断する京奈和自動車道や東西を横断する県道天理王寺線があるが、一部未改良区間が残っているため交通渋滞が発生しており、町民の生活道路である町道に通過交通が流入するなど、町民の日常生活や経済活動に大きな支障となっています。

川西町においては、地方創生の取組にあたり、国・県における道路整備の推進、まちの拠点となる駅周辺やまちの経済活動を支える工業団地のアクセス道路整備に取り組んでおり、今後も引き続き強力的に進めていく必要があります。また、交通安全の確保など、安全で安心した生活を確保するため道路整備維持管理について取り組むべき課題は山積となっています。

地方創生に全力を挙げている自治体にとって、「道路整備事業にかかる国の財

源上の特別措置に関する法律」の補助率等の嵩上げ措置が平成29年度で切れ、国道や都道府県道、市町村道の補助率が平成30年度から低減されることは死活問題になります。

来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により、「安全・安心」の確保や「生産性の向上による成長力の強化」を実現するため、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について平成30年度以降も継続し、さらに、真に必要な道路整備については、補助率等を拡充することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月19日

奈良県磯城郡川西町議会

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。ただいま説明のありました道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書について、討論を行います。

態度表明は、反対の立場からのものであります。

この意見書は、道路をつくるときの国の補助率の嵩上げ措置を継続してくださいということを求める内容でありまして、このことは書いてあるとおりでありますので、皆さん承知のとおりですが、この法律は何を求めているかを見ますと、1、揮発油税等の道路整備への充当を削除、2、10年間の道路整備の目標量設定を削除、3、国庫負担率の嵩上げは、高規格幹線道路と地域高規格道路建設促進のための負担率を嵩上げすること、4、地方道路整備への交付金を削除する等々でありまして、従来からある道路特定財源不可侵の批判はかわしながらも、高速道路や高規格道路の整備に傾注されているものでありまして、肝心のこの意見書の冒頭求めている趣旨の地方道路の整備に回す交付金は削除するような内容の立て付けになっているのがこの法律のポイントと見るべきと存じます。

このように、本町の求めと法律とは相反する内容、立て付けでありますので、同意できるような内容ではないと存じます。

したがいまして、この意見書の求めは、地域整備を進めながら、その活性化を図ろうとする川西町の思いからも遠のくものと言わざるを得ません。住民生活向上の一翼を担う川西町議会としましても、反対するべきと存じます。

議員諸氏の賢明なる御判断を仰ぎまして、本意見書には反対するものであります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書でございます。

道づくりはまちづくりだと私は思います。川西町におきましても、京奈和自動

車道の側道の延伸や天理王寺線の延伸、また駅周辺の道路、工業団地への道路につきまして、まだまだ課題が残っておる状況でございます。また、道路整備によりまして、まちの中の安心安全確保も高まってまいります。

したがって、従来どおり道路事業への補助金の継続については重要なものだと考えます。したがって、今回の意見書に対しても補助率を継続するという意見書には全議員賛成をもって通していただきたいとお願い申し上げて、意見とします。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第11号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることと決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議を賜り、かつ議会運営に御理解ある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、町長を初め理事者各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき、その御苦勞に対してまして厚く御礼申し上げます。また、可決いたしました各議案につきましても、町民の声として十分に尊重いただき、適切なる運用をもって進められ、町政の発展のため一層の努力をいたされんことをお願い申し上げます。

さて、本年も残すところわずかとなり、寒さもひとしお身にしみる頃となりました。皆様におかれましては、お体を十分御自愛くださいませ、輝かしい新春を迎えられますようお祈りいたしますとともに、公人として節度をもって行動されんことを願ひまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

す。

それでは、閉会に当たりまして、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長（竹村正匡君） 平成29年川西町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じまして議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

今年も残すところ2週間ほどとなりました。年末に向かひまして寒さも一段と厳しさを増す時期でもあります。議員各位におかれましては、どうか健康に留意いただき、御健勝でよい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして、平成29年川西町議会第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後3時02分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年12月19日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第 12 号	平成 29 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	12 月 19 日	原案承認
議案第 44 号	平成 29 年度川西町一般会計補正予算(第 4 回)について	12 月 19 日	原案可決
議案第 45 号	平成 29 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	12 月 19 日	原案可決
議案第 46 号	平成 29 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	12 月 19 日	原案可決
議案第 47 号	平成 29 年度川西町水道事業会計補正予算(第 2 回)について	12 月 19 日	原案可決
議案第 48 号	平成 29 年度川西町下水道事業会計補正予算(第 2 回)について	12 月 19 日	原案可決
議案第 49 号	川西町附属機関設置条例の一部改正について	12 月 19 日	原案可決
議案第 50 号	川西町税条例の一部改正について	12 月 19 日	原案可決
議案第 51 号	川西町税条例の一部を改正する条例の一部改正について	12 月 19 日	原案可決
議案第 52 号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱会について	12 月 19 日	原案可決
議案第 53 号	平成 29 年度川西町一般会計補正予算(第 5 回)について	12 月 19 日	原案可決
議案第 54 号	平成 29 年度川西町水道事業会計補正予算(第 3 回)について	12 月 19 日	原案可決
議案第 55 号	平成 29 年度川西町下水道事業会計補正予算(第 3 回)について	12 月 19 日	原案可決
議案第 56 号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	12 月 19 日	原案可決
議案第 57 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	12 月 19 日	原案可決